南島原市総合計画審議会条例

資料 ３

平成18年９月29日

条例第207号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、南島原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、南島原市総合計画に関する必要な事項について調査審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員22人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(１)　学識経験を有する者

(２)　公共的団体の役員又は職員

(３)　公募による者

(４)　前３号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（委員の任期）

第４条　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

２　市長は、委員に欠員が生じたときは、前条第２項に規定する者のうちから委員を選任することができる。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第７条　審議会は、第２条の所掌事項を分掌させる必要があるときは、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

５　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第８条　審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、総務部財政課において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。